

## 家族法制部会第6回会議・議事速報

2021年8月31日、法制審議会・家族法制部会の第6回会議が、法務省内で開催された（ウェブ会議システムを併用して実施）。今回もほぼ全ての委員・幹事が出席して、大村敦志部会長の進行のもと、議事が進められた。

本会議では、まず、第5回会議に引き続き、部会資料3に基づき、面会交流に関する制度の見直しについて調査審議が行われた。そこでは、①面会交流の取決めを促進・確保するための方策、②面会交流の取決め内容に関する規律、③面会交流の裁判手続等に関する規律の在り方といった項目が取り上げられ、委員・幹事による幅広い意見交換が行われた。

その中では、家庭裁判所における面会交流に関する調停・審判の実務についての説明がされたほか、面会交流の取決めをする過程・裁判過程・実施段階などの各場面において子の意思・意見が反映できる制度設計をすべきであるとの意見、ドメスティック・バイオレンスの事案が存在することを考慮すべきであるとの意見、面会交流に係る強制執行方法につき、より直接的な強制執行を可能とする規律を設けることに関して積極・消極双方からの意見などが出された。

続いて、部会資料6に基づき、離婚後の子の養育に関する事項の決定への父母の関与の在り方について調査審議が行われた。そこでは、主として同論点における検討の対象や進め方に関する意見交換が行われたところ、現行民法においても、特別養子の同意等の一定の事項については、離婚後も父母双方が関与することとされていることから、この問題は、その範囲の拡大の当否という観点で捉えることが有益ではないかとの意見、就学支援などの社会福祉制度も含めた大きな視点で検討すべきであるとの意見、子に関する決定への関与と親権・監護権との関係性を明確にするために、親権などの法的概念の整理をすべきであるとの意見などが出された。

次回の会議では、部会資料6の残された論点に関する検討を行うとともに、子の養育の場面における子の意思・意見の反映に関する論点の検討を行うこととされた。

※本速報は、事務局の責任で、部会の議事結果のあらましを、速報として、日本語・英語で随時に提供するものである。追って、議事録（日本語）を公開する予定である。